

## 『東日本大震災からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』

## 東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・固定で融資する制度です。

## 対象となる方

- ① 直接被害者(福島県又は岩手県・宮城県沿岸地域に事業所を有し事業活動を行う方)
- ② 間接被害者(福島県に事業所を有し事業活動を行う方)
- ③ その他地震の影響により業況が悪化している方(福島県に事業所を有し事業活動を行う方)

## 支援内容

## ■貸付限度額

- ① 直接被害者 および ② 間接被害者  
【日本公庫(中小企業事業)】別枠 3 億円、【日本公庫(国民生活事業)】6,000 万円(上乘せ)
- ③ その他の方  
【日本公庫(中小企業事業)】別枠 7.2 億円、【日本公庫(国民生活事業)】別枠 4,800 万円

## ■貸付期間

- ① 直接被害者 および ② 間接被害者  
設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内
- ③ その他の方  
設備資金 15 年以内、運転資金 8 年以内

## ■据置期間

- ① 直接被害者:貸付期間のうち 5 年以内
- ② 間接被害者および ③ その他の方:貸付期間のうち 3 年以内

## ■貸付利率

- ① 直接被害者 および ② 間接被害者  
当初 3 年間:基準利率(災害)▲1.4%(最大)  
利下げ上限額は直接被害者 1 億円(国民生活事業は 3,000 万円)、間接被害者 3,000 万円  
(貸付後 4 年目以降および上限額を上回る部分は▲0.5%(最大)引下げた金利を適用。)
- ③ その他の方  
基準利率から売上等減少▲0.3%、雇用の維持・拡大▲0.2%(いずれも満たす場合は▲0.5%)  
※基準利率(災害):中小 1.11%、国民 1.26% ※基準利率:中小 1.11%、国民 1.86%  
(注 1)上記は、貸付期間 5 年以内の基準利率(令和 3 年 5 月 6 日時点)。  
(注 2)利率は担保の有無や返済期間等により変動します。

## ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。沖縄県内では沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505  
沖縄復興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『新たな事業展開や被災地の復旧・復興に向けた設備投資を応援します』

### 設備資金貸付利率特例制度

新事業やビジネスモデルの転換等生産性向上に資する設備投資を行う中小企業・小規模事業者や東日本大震災からの再建復興を図るため福島県の原発事故に係る避難指示等の対象となった区域で設備投資を行う中小企業・小規模事業者に対して、融資を行うことで、投資を促進します。

#### 対象となる方

日本公庫(国民生活事業または中小企業事業)の貸付制度(設備資金)を利用する方であって、以下のいずれかに該当する設備投資を実施する方(事業の用に使用されない土地が資金使途の対象となるものは除きます。)

- ① 5年間で2%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる設備投資を行う方
- ② 福島県のうち、原発事故に係る避難指示等の対象となった地域※において雇用の維持または雇用の拡大が見込まれる設備投資を行う方

※ 田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村

#### 支援内容

- ① 生産性向上関連  
貸付後2年間、適用した貸付制度に定める貸付利率から0.5%を控除
- ② 東日本大震災からの再建復興関連  
適用した貸付制度に定める貸付利率から、適用する貸付期間において0.5%を控除

#### ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。  
必要書類については各機関にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505  
・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)  
・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)  
沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『令和元年台風第 19 号等からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』

## 令和元年台風第 19 号等特別貸付

令和元年台風第 19 号・20 号・21 号により直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を融資する制度です。

## 対象となる方

- ① 直接被害者(罹災証明書必要)
- ② 間接被害者
- ③ その他、同災害の影響により、業況が悪化している方(風評被害等による影響を含む)

## 支援内容

## ■貸付限度額

## ①直接被害者 および ②間接被害者

【日本公庫(中小企業事業)】別枠 3 億円、【日本公庫(国民生活事業)】6,000 万円(上乘せ)

## ③その他の方

【日本公庫(中小企業事業)】別枠 7.2 億円、【日本公庫(国民生活事業)】別枠 4,800 万円

## ■貸付期間・据置期間

設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内(うち据置期間 5 年以内)

## ■貸付利率

## ①直接被害者

貸付後 3 年間、1 億円(国民生活事業は 3,000 万円)を上限に基準利率(災害)▲0.9%  
(貸付後 4 年目以降および上限額を上回る部分は▲0.5%引下げた金利を適用)

## ②間接被害者:基準利率(災害)

## ③その他の方:基準利率

※基準利率(災害):中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.26%

※基準利率:中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.86%

(注 1)上記は、貸付期間 5 年以内の基準利率(令和 3 年 5 月 6 日時点)。

(注 2)利率は担保の有無、返済期間等により変動します。

※沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

## ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

## お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『令和2年7月豪雨からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』

## 令和2年7月豪雨特別貸付

令和2年7月豪雨により直接または間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を融資する制度です。

## 対象となる方

- ① 直接被害者(罹災証明書必要)
- ② 間接被害者
- ③ その他、同災害の影響により、業況が悪化している方(風評被害等による影響を含む)

## 支援内容

## ■貸付限度額

## ①直接被害者 および ②間接被害者

【日本公庫(中小企業事業)】別枠 3 億円、【日本公庫(国民生活事業)】6,000 万円(上乗せ)

## ③その他の方

【日本公庫(中小企業事業)】別枠 7.2 億円、【日本公庫(国民生活事業)】別枠 4,800 万円

## ■貸付期間・据置期間

設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内(うち据置期間 5 年以内)

## ■貸付利率

## ① 直接被害者

貸付後 3 年間、1 億円(国民事業は 3,000 万円)を上限に基準利率(災害)▲0.9%  
(貸付後 4 年目以降および上限額を上回る部分は▲0.5%引下げた金利を適用)

## ② 間接被害者:基準利率(災害)

## ③ その他の方:基準利率

※ 基準利率(災害):中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.26%

※ 基準利率:中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.86%

(注 1)上記は、貸付期間 5 年以内の基準利率(令和 3 年 5 月 6 日時点)。

(注 2)利率は担保の有無、返済期間等により変動します。

※ 沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

## ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

## お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りが厳しいので融資を受けたい』

## 新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様の資金繰りを支援します。

## 対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたし、次の①または②のいずれかに該当しているものの、中長期的には業況が回復し発展することが見込まれる方

- ① 最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方
- ② 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、又は店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高
  - b 令和元年12月の売上高
  - c 令和元年10月～12月の平均売上高

## 支援内容

## ■貸付限度額

【日本公庫中小事業、危機対応(商工中金)】別枠6億円、【日本公庫国民事業】別枠8,000万円

## ■利下げ限度額

【日本公庫中小事業、危機対応(商工中金)】3億円、【日本公庫国民事業】6,000万円

## ■貸付期間・据置期間

設備資金 20年以内、運転資金 15年以内(うち据置期間 5年以内)

## ■貸付利率

貸付後3年間は基準利率(災害)▲0.9%、4年目以降基準利率(災害)

※ 一定の要件に該当すれば、別途利子補給を受けることにより、利下げ限度額内部分について当初3年間実質無利化となります。

※ 基準利率(災害): 中小事業・商工中金 1.11%、国民事業 1.26%

(注)上記は、貸付期間5年以内の基準利率(令和3年5月6日時点)。

## ご利用方法

対象となる方・支援内容が期中に変更となる可能性や制度の取扱いが期中に終了する可能性がございます。詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

なお、沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

## お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

株式会社商工組合中央金庫 相談窓口:0120-542-711

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『資本性資金の供給により事業継続や新たな事業展開を支援します』 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度 (新型コロナ対策資本性劣後ローン)

民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性資金を供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ事業の成長・継続を支援します。

### 対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方であって、以下のいずれかに該当する方

- ① J-Startup に選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
- ② 再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者
- ③ 事業計画を策定し(※1)、民間金融機関等による協調支援体制が構築(※2)されている事業者(※3)  
(※1)国民事業については、原則認定支援機関の経営指導を受けて事業計画を策定した事業者  
(※2)原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から融資等による資金調達が見込まれること  
(※3)民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象

### 支援内容

#### ■貸付限度額

【日本公庫中小事業、危機対応(商工中金)】別枠 7.2 億円、【日本公庫国民事業】別枠 7,200 万円

■貸付期間 5年1ヶ月、7年、10年、15年、20年(期限一括償還)

■貸付利率 (令和3年5月6日時点)

	当初3年間及び 4年目以降赤字	4年目以降黒字の場合		
		5年1ヶ月・7年・10年	15年	20年
中小事業・危機対応	0.50%	2.60%	2.70%	2.95%
国民事業	0.95%	3.30%	3.75%	4.70%

※1 本特例の資金は、金融機関の資産査定上自己資本とみなすことができます。

※2 法的倒産の場合、本制度の資金は全ての債権(償還順位が同等以下を除く)に劣後します。

※3 4年目以降は、直近決算の業況に応じて、毎年適用利率の見直しを実施します。

### ご利用方法

対象となる方・支援内容が期中に変更となる可能性や制度の取扱いが期中に終了する可能性がございます。詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

なお、沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

株式会社商工組合中央金庫 相談窓口:0120-542-711

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『事業用施設の復旧・整備に取り組みたい』 高度化事業(災害対策)

東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 19 号等で被災した中小企業等のグループ、事業協同組合等が施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、設備資金の貸付けを行います。

### 対象となる方

#### 【東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 19 号等 共通】

1. 中小企業等のグループが「中小企業等のグループに対する支援」における復興事業計画の認定を受けて、グループに参加する構成員が施設・設備の復旧整備を行う場合
2. 商工会・商工会議所が施設・設備の復旧整備を行う場合
3. 事業協同組合等が既往の高度化資金の貸付けを受けた事業用施設の復旧を図る場合、または新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合(災害復旧貸付)

#### 【東日本大震災のみ】

4. (独)中小企業基盤整備機構が整備する仮設店舗・仮設工場に入居する中小企業が設備の復旧整備を行う場合
5. 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業(民設商業施設整備型事業))の補助事業者が対象施設・設備の整備を行う場合

### 支援内容

#### ■自己負担

貸付対象経費の 1%または 10 万円のいずれか低い額 ※「3」のみ、貸付対象経費の 10%

#### ■貸付対象・貸付利率・貸付期間

設備資金・無利子・20 年以内(うち据置期間 5 年以内) ※担保・保証人が必要となる場合あり

### ご利用方法

被災道県の中小企業支援センター(「3」のみ、原則として都道府県が貸付けの窓口となります)の担当窓口にお問い合わせください。

### 参照情報

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度

#### お問い合わせ先

被災道県中小企業支援センター

URL: [https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou\\_sien.html](https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/todou_sien.html)

各都道府県中小企業担当課

URL: [https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken\\_tantouka.html](https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken_tantouka.html)

(独)中小企業基盤整備機構

高度化事業部 高度化事業企画課

電話: 03-5470-1528

URL: [https://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment\\_loan/index.html](https://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html)

## 『一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい』 セーフティネット貸付

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

### 対象となる方

#### 経営環境変化対応資金

社会的、経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

※利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。

#### 金融環境変化対応資金

金融機関との取引状況の変化（借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等）により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方

#### 取引企業倒産対応資金

関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方

### 支援内容

#### 経営環境変化対応資金

##### ■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】4,800万円

##### ■貸付利率

基準利率

※基準利率(令和3年5月6日時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.86%

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

##### ■貸付期間

設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

#### 金融環境変化対応資金

##### ■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】別枠3億円

【日本公庫(国民生活事業)】別枠4,000万円

**■貸付利率**

基準利率（中小企業事業については上限利率 3.0%）

※基準利率（令和 3 年 5 月 6 日時点。貸付期間 5 年の場合。）

中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.86%

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

**■貸付期間**

設備資金 15 年以内（うち据置期間 3 年以内）

運転資金 8 年以内（うち据置期間 3 年以内）

**取引企業倒産対応資金****■貸付限度額**

【日本公庫（中小企業事業）】別枠 1 億 5,000 万円

【日本公庫（国民生活事業）】別枠 3,000 万円

**■貸付利率**

基準利率

※基準利率（令和 3 年 5 月 6 日時点。貸付期間 5 年の場合。）

中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.86%

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

**■貸付期間**

運転資金 8 年以内（うち据置期間 3 年以内）

**ご利用方法**

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

**お問い合わせ先**

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫） 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）

・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

## 『創業または経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行いたい』 中小企業経営力強化資金融資事業

創業または経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関の経営支援を受ける事業者等を対象に日本政策金融公庫が融資を行います。

### 対象となる方

次のいずれかに該当するもの

- ① 経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓を行おうとする者で、自ら事業計画書を策定し認定支援機関による指導および助言を受けている者。
- ② 「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「基本要領」という。)または「中小企業の会計に関する指針」(以下「指針」という。)を適用している、または適用する予定で、事業計画を策定する者。

### 支援内容

#### ■対象資金

設備資金および運転資金

#### ■貸付限度

【中小企業事業】7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)

【国民生活事業】7,200万円(運転資金は4,800万円)

#### ■貸付利率

基準利率とする。ただし、対象となる方(1)であって次の全ての要件を満たす者については特別利率①(基準利率-0.4%)とする。

(1)基本要領または指針を適用している、または適用する予定である方

(2)事業計画書に以下のすべての事項を含むこと(口については部門別管理を行っている者に限る。)

イ 当面6ヵ月程度の資金繰り予定表    口 部門別収支状況表

#### ■貸付期間

設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金:7年以内(うち据置期間2年以内)

#### ■貸付条件

中小企業・小規模事業者は、事業計画を策定し、実行責務を負い、期中の進捗報告を行う。

認定支援機関は、事業計画の策定支援のみならず、期中における継続的な実行支援およびフォローアップを実施する。

### ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル電話:0120-154-505

国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)、中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

## 『事業資金を借りたい』 信用保証制度

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付すことにより、中小企業者の資金調達をしやすいします。

### 対象となる方

中小企業者（個人または法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。

### 支援内容

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度もご利用いただけます。

#### ■保証限度額

- ・普通保証 2億円以内
- ・無担保保証 8,000万円以内
- ・無担保無保証人保証 2,000万円以内（納税していること等、一定の要件あり。）

なお、各種の特別な保証制度については、保証限度額を別枠化するなどの措置を受けることができます。

#### ■保証料率

財務内容その他の経営状況等を勘案して、借入金額に対し概ね 0.45%から 2.2%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

（また、セーフティネット保証等の特別な保証制度については、制度ごとに保証料率が決定されます。）

### ご利用方法

申込時に金融機関または信用保証協会に必要書類を提出してください。

※必要書類については各金融機関または各信用保証協会にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<https://www.zenshinoren.or.jp/nearest/>

## 『取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

## セーフティネット保証制度

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者の皆様については、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

## 対象となる方

## ○セーフティネット保証制度

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であつて、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

- 1号 大型倒産発生(\*)により影響を受けている中小企業者
- 2号 取引先企業のリストラ等により影響を受ける中小企業者
- 3号 突発的災害(事故等)(\*)により影響を受ける中小企業者
- 4号 突発的災害(自然災害等)(\*)により影響を受ける中小企業者
- 5号 全国的に業況の悪化している業種(\*)に属する中小企業者
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
- 7号 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)(\*)に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者(\*) 具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

## ○危機関連保証制度

全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に、短期かつ急速に低下することによって、著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認めた案件(\*)により売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者。(\*)具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

※ 対象となる中小企業者の具体的な基準については、中小企業庁ウェブサイトまたは各市町村、特別区の窓口にお問い合わせください。

## 支援内容

上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。

## ■保証限度額

(一般保証限度額)		(別枠保証限度額)		
・普通保証	2億円	+	・普通保証	2億円
・無担保保証	8,000万円		・無担保保証	8,000万円
・無担保無保証人保証	2,000万円		・無担保無保証人保証	2,000万円

※セーフティネット保証制度と危機関連保証を併用する場合、保証限度額はそれぞれ別枠となります。

## ■保証料

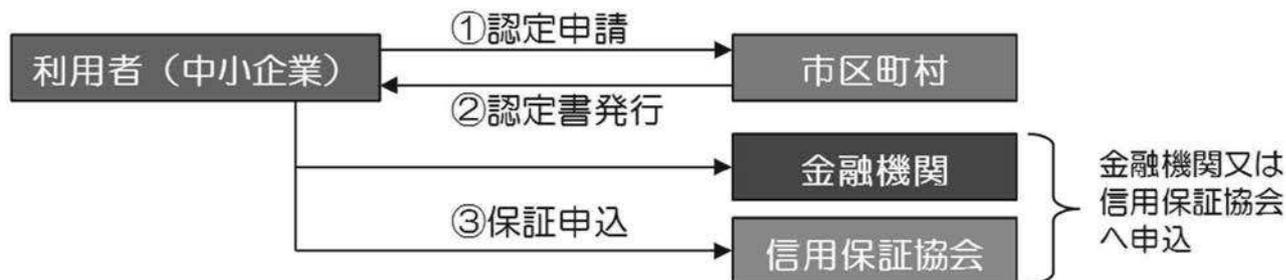
概ね 0.7～1.0%(危機関連保証については 0.8%以内)

※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

## ご利用方法

対象となる中小企業者の方は、登記上の住所地または事業実態のある事業所(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口にて認定申請書を提出(その事実を証明する書面等を添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことになります。

その後、金融審査を経て、融資および保証の可否が決まります。



### お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

## 『震災の影響で資金繰りが厳しいので保証を受けたい』 東日本大震災復興緊急保証

震災により直接または間接被害を受けた被災地中小企業者を対象に、金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

### 対象となる方

#### 特定被災区域(注)内の方

- ・震災の影響により業況が悪化している方

→ 売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。

※地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。(写しで可)

- ・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方

→ 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)

#### (注)特定被災区域・・・(政令指定)

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。詳しくはお近くの市区町村または信用保証協会にご確認ください。

### 支援内容

- 保証限度額:無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

一般保証とは別枠。

なお、セーフティネット保証・危機関連保証・災害関連保証と合算して無担保 1 億 6,000 万円、最大で 5 億 6,000 万円までとする。

- 保証料率 :0.8%以下

※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

- 資金使途 :事業再建に必要な資金および経営の安定に必要な資金

- 保証割合 :借入額の全額(100%)

- 保証人 :原則として法人代表者以外の保証人は不要

#### お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

## 『震災の影響を直接受け資金繰りが厳しいので保証を受けたい』 災害関係保証

震災により直接被害を受けた中小企業者が、金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

### 対象となる方

下記のいずれかに該当する方

- ・ 地震・津波等により直接被害を受けた方。  
→ 市区町村等の罹災証明が必要。(写しで可)
- ・ 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方  
→ 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)

### 支援内容

- **保証限度額** : 無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。  
一般保証とは別枠。  
なお、セーフティネット保証・危機関連保証・東日本大震災復興緊急保証と合算して無担保 1 億 6,000 万円、最大で 5 億 6,000 万円までとする。
- **保証料率** : 概ね 0.7%～1.0%  
※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。
- **資金使途** : 事業再建に必要な資金
- **保証割合** : 借入額の全額(100%)
- **保証人** : 原則として法人代表者以外の保証人は不要

### お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話: 03-6823-1200  
各都道府県等の信用保証協会 URL: <https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

## 『信用保証協会の保証付借入金を一本化したい』 信用保証協会による借換保証

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業者の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

### 対象となる方

- ・ 保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
  - ・ セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け(\*)、適切な事業計画を有している方
- (\*)セーフティネット保証の認定については、「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

### 支援内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の本一本化等が可能です。

#### 1.緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

##### ■保証条件

- ・ セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・ 一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

#### 2.一般保証、セーフティネット保証及び中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

##### ■保証条件

- ・ セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・ 一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

※ 信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること(旧債振替)は禁止されています。

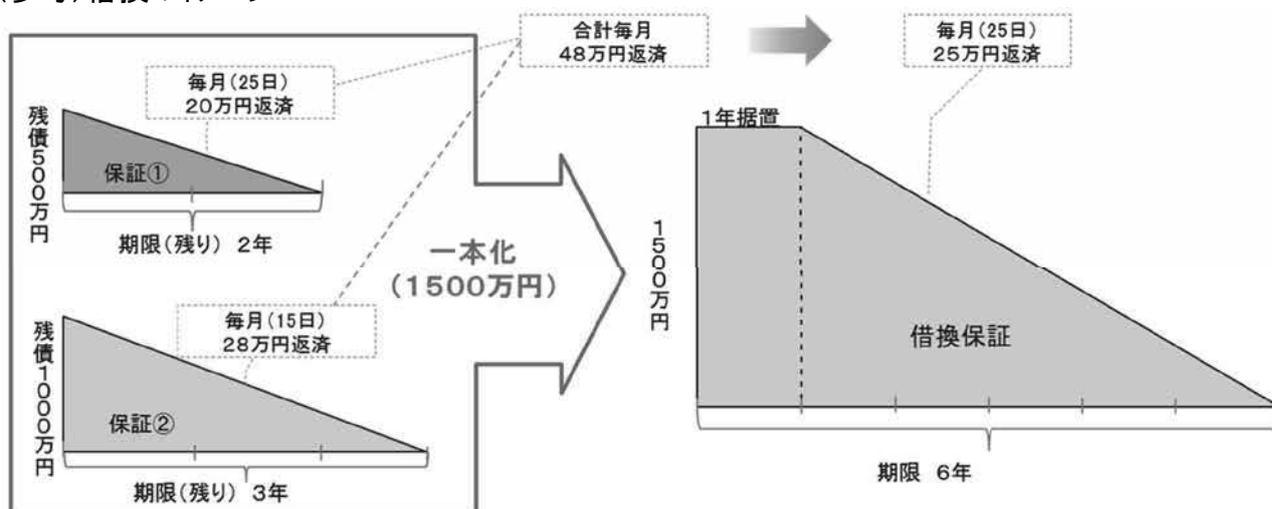
### 3.条件変更改善型借換保証

経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え、更に追加資金を融資することを可能とします。

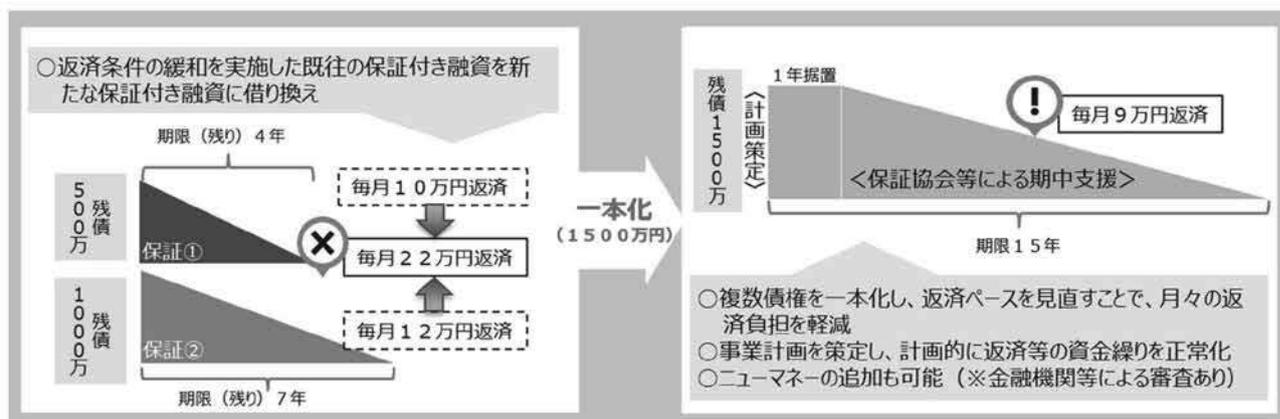
#### ■保証条件

- ・ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定することが必要となります。
  - ・ 保証期間は10年以内(据置期間1年以内※を含む)となり、責任共有制度(8割保証)の対象となります。
- ※新規資金を追加する場合、据置期間は2年以内。

(参考)借換のイメージ



(参考)条件変更改善型借換保証制度イメージ



お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

## 『経営の状態を改善する取組をサポートします』

## 経営力強化保証制度

中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関（金融機関、税理士、診断士等）（※）の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、保証料を減免し、金融面だけでなく、事業者の経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。

※ 中小企業等経営強化法に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

## 対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行および進捗の報告を行う方

## 支援内容

- **保証限度額**：無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円（一般の保証とは同枠）。
- **保証料率**：一般保証における保証料率から概ね 0.2% 引下げ
- **保証割合**：責任共有保証（80% 保証）。ただし、100% 保証の既保証を同額以内で借り換える場合は 100% 保証。
- **保証期間**：一括返済：1 年以内  
分割返済：運転資金 5 年以内、設備資金 7 年以内。なお、本制度により保証付きの既往借入金を借り換える場合は 10 年以内。（据置期間はそれぞれ 1 年以内）

## お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

## 『経営改善・事業再生に取り組む際に保証を受けたい』 事業再生計画実施関連保証制度（経営改善サポート保証）

「中小企業再生支援協議会」や信用保証協会等が開催する「経営サポート会議」等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

### 対象となる方

次に掲げるいずれかの計画（債権者全員の合意が成立したもの）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方。

#### 【産業競争力強化法第 53 条第 1 項に規定】

- ① 中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 認定支援機関（中小企業再生支援協議会、産業復興相談センター）の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画

#### 【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 1 号に規定】

- ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧ 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- ⑨ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画

#### 【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 2 号に規定】

- ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

#### 【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 32 条第 3 号に規定】

- ⑪ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画

### 支援内容

- 保証限度額：無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円（一般の保証枠とは別枠）。
- 保証割合：責任共有保証（80%保証）。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は 100%保証。
- 保証料：責任共有保証の場合 0.8%以下、100%保証の場合は 1.0%以下。
- 保証期間：一括弁済の場合 1 年以内、分割弁済の場合 15 年以内（据置期間 1 年以内）。

#### お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

## 『早期の事業再生を後押しするための保証を受けたい』 経営改善サポート保証(感染症対応型)制度

早期の事業再生を後押しするため、経営サポート会議(※)や中小企業再生支援協議会等の支援により作成した再生計画等に基づき、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」について、据置期間を最大5年に緩和したうえで、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げます。

※経営サポート会議:金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み

### 対象となる方

以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ② 認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ③ 特定認証紛争解決手続(法第2条第16項に規定)に従って作成された事業再生計画
- ④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- ⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画
- ⑥ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画
- ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ⑧ 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- ⑨ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- ⑩ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- ⑪ 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

### 支援内容

- 保証限度額 : 2億8,000万円
- 保証期間 : 15年以内
- 据置期間 : 5年以内
- 金利 : 金融機関所定  
※詳しくは、お取引のある又はお近くの金融機関にお問い合わせください。
- 保証料率 : 0.2%(国による補助前は原則0.8%又は1.0%)
- 保証人 : 代表者は一定要件(①法人・個人分離、②資産超過)を満たせば不要  
(代表者以外の連帯保守人は原則不要)
- 保証割合 : 責任共有保証(80%保証)。ただし100%保証およびコロナ禍のセーフティネット保証5号からの借換については100%保証

### ご利用方法

詳細は、お近くの信用保証協会にご相談ください。

最寄りの信用保証協会

右のQAコードよりご確認ください。



## 『金融機関の伴走支援や早期の事業再生を後押しするための保証を受けたい』 伴走支援型特別保証制度

一定の要件(売上減少▲15%以上等)を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を開始しています。

### 対象となる方

次に掲げる要件を満たす中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

売上減少要件 ▲15%以上

その他 ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けていること  
・経営行動計画書を作成すること  
・金融機関が継続的な伴走支援をすること(原則四半期に1度) 等

※対象となる中小企業者の具体的な基準については、中小企業庁ホームページ  
(URL : [https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)) または各市町村、特別区の窓口  
にお問い合わせください。

### 支援内容

■保証限度額 : 4,000万円

■保証期間 : 10年以内

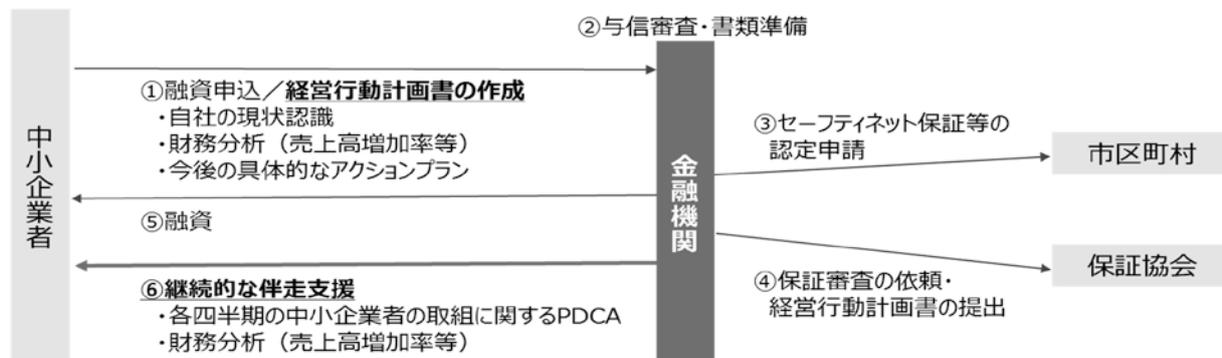
■据置期間 : 5年以内

■金利 : 金融機関所定

※詳しくは、お取引のある又はお近くの金融機関にお問い合わせください。

■保証料率 : 0.2%(国による補助前は原則0.85%)

■保証人 : 代表者は一定要件(①法人・個人分離、②資産超過)を満たせば不要  
(代表者以外の連帯保守人は原則不要)



### ご利用方法

詳細は、お近くの信用保証協会にご相談ください。

最寄りの信用保証協会  
右のQAコードよりご確認いただけます。



## 『再チャレンジする方を支援します』 再チャレンジ支援融資制度(再挑戦支援資金)

一旦事業に失敗したことにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している中小企業の皆様は、再チャレンジに必要な資金の融資を受けることができます。

### 対象となる方

次のいずれの要件にも該当する方であり、かつ、新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方

- (1) 廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
- (2) 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること
- (3) 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

### 支援内容

#### ■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

#### ■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)

【日本公庫(国民生活事業)】7,200万円(うち運転資金4,800万円)

#### ■貸付利率

【日本公庫(中小企業事業、国民生活事業)】

基準利率

- (1) 女性、若年者(35歳未満)または高齢者(55歳以上)であって、新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方は、特別利率①(基準利率から0.4%引き下げ)。
- (2) 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)特別利率①、②(基準金利から0.65%引き下げ)、③(基準金利から0.9%引き下げ)

#### ■貸付期間

設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

#### ■保証条件

経営者本人の個人保証を不要とする制度、新創業融資制度及び第三者保証人等を不要とする融資制度が利用可能

### ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。  
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)  
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)  
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)  
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505  
沖縄振興開発金融公庫 電話:0120-981-827

## 『無担保・第三者保証人不要の長期借入を受けたい』 証券化支援スキームを活用した融資制度（CLO 融資）

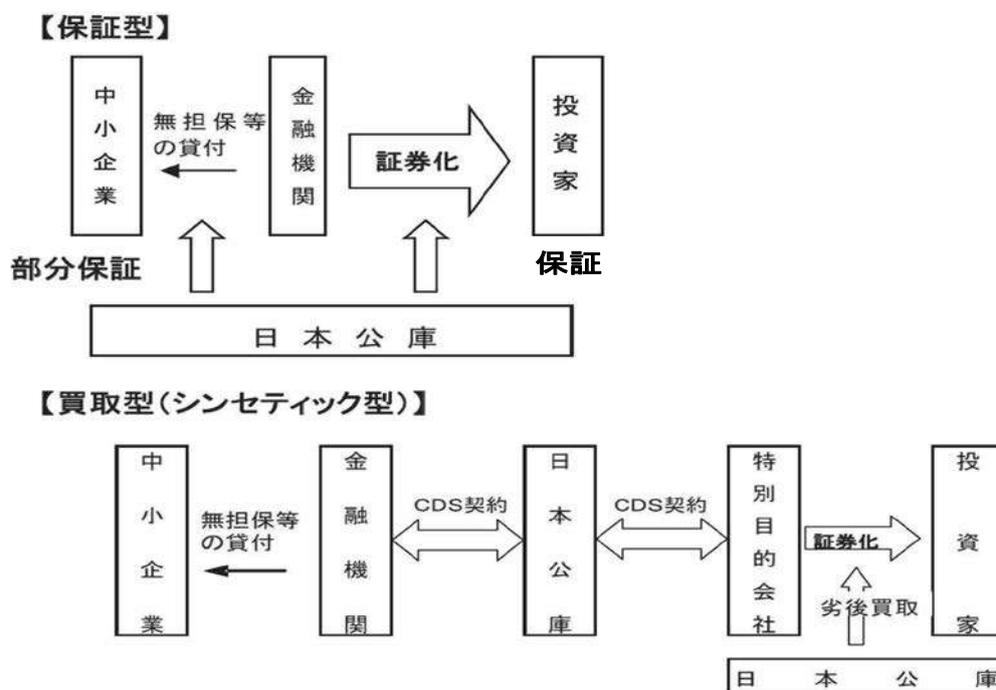
証券化の手法を活用することで、中小企業・小規模事業者の皆様の資本市場へのアクセスを促進し、無担保・第三者保証なしの資金供給を支援します。

### 対象となる方

中小企業者の方（一部を除いてほとんどの業種が対象となります）

### 支援内容

金融機関の中小企業者向け貸付債権を多数束ね、証券として投資家に販売する仕組み（証券化）を通じて、金融機関による中小企業の皆様方に原則無担保・第三者保証人なしの融資を支援します。本制度は、このような金融機関の取り組みを政府系金融機関が支援することにより、中小企業・小規模事業者の皆様方の円滑な資金調達を図ることを目的としています。



（※）CDS 契約とはクレジット・デフォルト・スワップ契約のことで、一種の損害補填契約です。

### ご利用方法

募集を行っている金融機関、募集時期、貸付条件（募集案件により異なります）については下記問い合わせ先に、ご利用に当たって必要となる書類等は取扱金融機関にお問い合わせください。

### 参照情報

- 本制度を活用する各金融機関において募集を行っております。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業証券化支援室

電話：03-3270-0568、URL：<https://www.jfc.go.jp/n/company/sme/securitisation.html>

## 『新事業や企業再建等に取り組む方を支援します』 挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)

創業・新事業や企業再建等に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行う方には、資本性資金等の融資を受けることができます。

### 対象となる方

	国民生活事業	中小企業事業
主な貸付対象者	①創業後7年以内の者であって、技術・ノウハウ等に新規性が見られる方 ②経営多角化・事業転換を行う方 ③認定経営革新等支援機関の指導を受けて新たな取組みを行う方 ④中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業の再生を図る方 ※別途、適用する貸付制度ごとの要件があります	①技術・ノウハウ等に新規性が見られる方 ②経営多角化・事業転換を行う方 ③認定経営革新等支援機関の指導を受けて新たな取組みを行う方 ④中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業の再生を図る方 ※別途、適用する貸付制度ごとの要件があります

### 支援内容

	国民生活事業	中小企業事業
貸付限度額	1 貸付先あたり4,000万円	1 貸付先あたり3億円
貸付利率	資本性ローン利率(6.20%~0.95%)	資本性ローン利率(5.50%~0.45%)
貸付期間	5年1か月以上15年以内	5年1か月、7年、10年、15年
担保・保証人	無担保・無保証人	無担保・無保証人

※1 本特例の資金は、金融機関の資産査定上自己資本とみなすことができます。

※2 法的倒産の場合、本制度の資金は全ての債権(償還順位が同等以下を除く)に劣後します。

※3 直近決算の状況に応じて、毎年適用利率の見直しを実施します。

※4 上記貸付利率は、令和3年5月6日時点です。

### ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

## 『共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組みたい』 高度化事業（工業団地等の整備に対する貸付制度）

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と（独）中小企業基盤整備機構が協調して設備資金の貸付けを行います。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行います。

### 対象となる方

経営戦略の実現や経営上の問題の解決に、事業協同組合などを設立し共同で取り組む中小企業者が対象となります。また、地元の中小企業者を支援するために、第3セクター（株式会社、公益法人）、市町村等が行う、(1)起業家を支援するインキュベーション施設などを設置し運営する事業、(2)商店街活性化・集客力向上のため、多目的ホール、駐車場、共同店舗などを設置し運営する事業も対象となります。（過去に高度化事業で整備した既存施設のリニューアル事業も貸付対象となります。）

その他、中小企業が共同で取り組む事業に係る設備資金であれば、貸付対象となるものがありますのでお問い合わせください。

### 支援内容

#### 1. 貸付条件

■ 貸付割合 原則として 80%以内

■ 貸付利率

年 0.35%（2020 年度貸付決定分に適用）、または、無利子（特別の法律に基づく事業など）

※ 貸付利率は毎年度見直しを行います。2021 年度の貸付利率については、決定次第、（独）中小企業基盤整備機構のウェブサイトに掲載します。

■ 貸付期間

20 年以内（うち据置期間 3 年以内）

#### 2. 診断の実施

貸付けに当たっては、事前に事業計画について、都道府県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行います。また、貸付後も運営診断・アドバイスは随時行っています。

### ご利用方法

高度化事業に対する融資は、原則として都道府県が貸付けの窓口となります。まずは、各都道府県高度化事業担当課または（独）中小企業基盤整備機構高度化事業企画課にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

各都道府県高度化事業担当課

URL: [https://www.smrj.go.jp/doc/sme/kodoka\\_todoufuken.pdf](https://www.smrj.go.jp/doc/sme/kodoka_todoufuken.pdf)

（独）中小企業基盤整備機構

高度化事業部 高度化事業企画課

電話: 03-5470-1528

URL: [https://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment\\_loan/index.html](https://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html)

## 『環境法令を遵守し、環境に優しい事業を行いたい』 環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関係)

公害防止対策に必要な資金の融資を受けることができます。

### 対象となる方

大気汚染対策、アスベスト対策、水質汚濁対策、産業廃棄物処理、3R 事業、プラスチック資源循環関連事業、PCB 廃棄物の処分、土壌汚染対策を実施する方

### 支援内容

	貸付限度額		貸付期間	貸付利率	
	中小企業事業	国民生活事業		中小企業事業 <sup>※2</sup>	国民生活事業
大気汚染関連	7億2,000万円以内 <sup>※1</sup>	7,200万円以内 <sup>※1</sup>	20年以内 <sup>※1</sup>	特別利率③	特別利率B
水質汚濁関連				特別利率②	
アスベスト対策関連		特別利率②		特別利率B	
産業廃棄物・3R・プラスチック資源循環関連		特別利率②、 ③ <sup>※3</sup>		特別利率B、 特別利率C <sup>※3</sup>	
PCB廃棄物対策関連		基準利率、 特別利率③ <sup>※4</sup>		基準利率、 特別利率C <sup>※4</sup>	
土壌汚染対策関連		基準利率、 特別利率③ <sup>※5</sup>		基準利率、 特別利率C <sup>※5</sup>	

※1 運転資金の場合、貸付限度額については、中小企業事業は2億5,000万円以内、国民生活事業は4,800万円以内、貸付期間は7年以内。

※2 中小企業事業において、特別利率限度額(4億円)を超える部分については、基準利率

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)における無害化処理認定事業者及び優良認定事業者については特別利率③(特別利率C)、その他は特別利率②(特別利率B)

※4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については特別利率③(特別利率C)、その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物については基準利率

※5 土壌汚染対策法に基づく義務、指示、命令に基づくものについては特別利率③(特別利率C)、その他は基準利率

### ご利用方法

申し込み時に各機関に必要書類を提出してください。  
必要書類については各機関にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)  
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)  
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)  
事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505  
沖縄振興開発金融公庫  
電話: 0120-981-827(中小企業資金)

## 『ITを活用した設備投資を支援します』 IT活用促進資金

ITを活用した事業を行う際や、テレワークを導入する際に、日本政策金融公庫の特別貸付が受けられます。

### 対象となる方

IT活用のための投資を行う中小企業・小規模事業者及び認定情報処理支援機関

### 支援内容

#### ■貸付対象

- ① 情報技術(IT)の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方であって、情報技術(IT)を活用した効果的な企業内業務改善及び企業内の情報交換等業務の高度化を行う方等
- ② 中小企業等経営強化法第43条の規定に基づき認定を受けた情報処理支援機関(認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター))
- ③ AIを活用して生産性の向上を図る方であって、AIの導入に際して専門家の助言・指導を受けている方
- ④ 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた方または導入計画の認定を受けた方
- ⑤ テレワークの導入等を行う方

※貸付対象の詳細は、下記リンク先をご覧ください。日本政策金融公庫までお問合せください。  
制度ナビ(IT活用促進資金)URL: <https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/supports/806>

■**資金使途** 設備等を取得するために必要とする設備資金および運転資金

■**貸付限度** 中小企業事業:7億2,000万円(うち長期運転資金2億5,000万円)  
国民生活事業:7,200万円(うち運転資金4,800万円)

■**貸付利率**:基準利率～基準利率▲0.90% ※1

■**貸付期間**:設備資金:20年以内 運転資金:7年以内

※1 以下のいずれかに該当する方で一定の要件を満たす方は特別利率が適用されます

- ・情報処理支援機関の認定を受けている方
- ・AIの導入に際して専門家の助言・指導を受けている方 ※2
- ・特定高度情報通信技術活用システムの開発供給計画または導入計画の認定を受けた方
- ・テレワークの導入等を行う方
- ・情報処理の促進に関する法律第31条に基づく認定を受けている方

※2 情報処理支援機関の認定を受けた専門家からAI導入に係る助言・指導を受けている方

### ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。  
必要書類については各機関にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

日本政策金融公庫 全国各店舗 URL: <https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>  
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

## 『外部専門家の支援を受けて経営を立て直したい』 認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

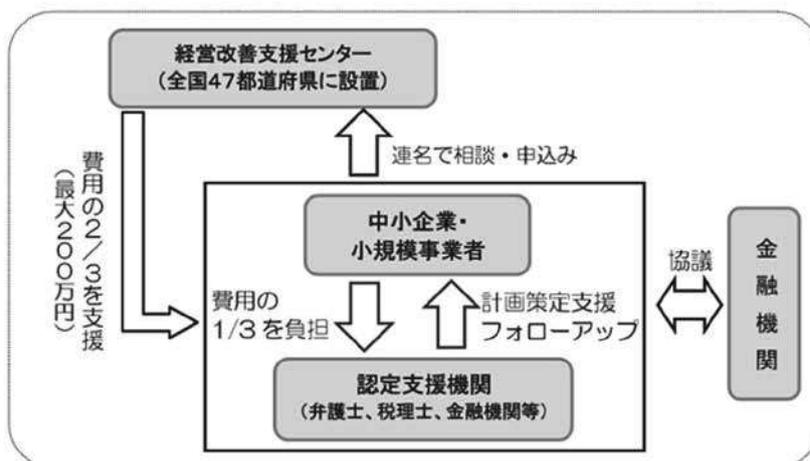
### 対象となる方

財務上の問題を抱えており、自らでは経営改善計画を策定することが難しい中小企業・小規模事業者。

### 支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関（認定支援機関）の支援を受けて金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）を伴う経営改善計画を策定する場合、その策定等にかかった費用（フォローアップ費用を含む）について、総額の3分の2（事業規模等に応じて数万円～最大200万円）まで支援します。

※ 新型コロナウイルス感染症に対する特例措置を導入しました（影響を受け、売上高が減少している事業者は上限額の範囲内で、複数回利用を可能に。）



- ・ 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
- ・ 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

### ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、中小企業庁のウェブサイトにて公開しています。

### 参照情報

認定支援機関

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

お問い合わせ先

各都道府県の経営改善支援センター

（巻末お問い合わせ先一覧参照）

## 『外部専門家の支援を受けて経営を見直したい』

## 認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業

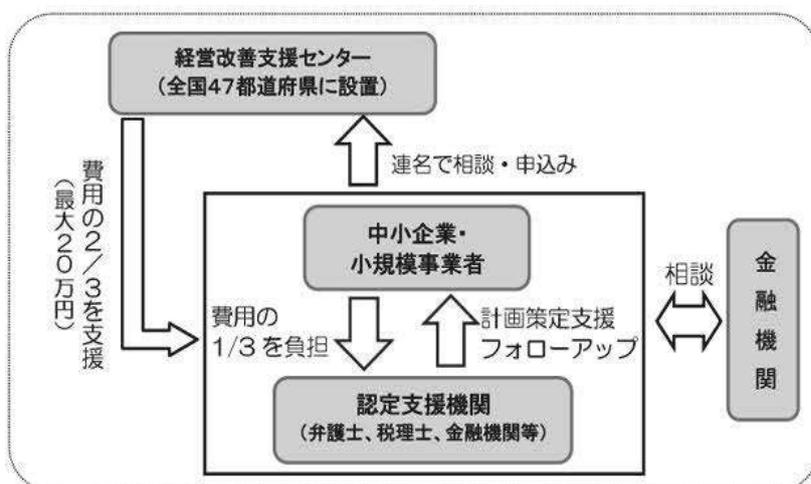
本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する資金繰り管理・採算管理等の基本的な経営改善の取り組みを支援します。

## 対象となる方

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、資金繰り管理や採算管理など、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者

## 支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関（認定支援機関）の支援を受けて早期経営改善計画を策定する場合、その策定等にかかった費用（フォローアップ費用を含む）について、総額の3分の2（最大20万円、うちフォローアップ費用は最大50,000円かつ原則計画策定費用の3分の1）まで負担します。



- ・ 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
- ・ 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

## ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、中小企業庁のウェブサイトにて公開しています。

## 参照情報

認定支援機関

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

お問い合わせ先

各都道府県の経営改善支援センター

(巻末お問い合わせ先一覧参照)

## 『事業承継時の経営者保証解除に向けた支援について相談したい』 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

### (事業承継時の経営者保証解除)

事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、事業承継時の経営者保証解除の支援パッケージを公表しました。

#### 対象となる方

経営者保証がネックで事業承継に課題を抱える方

#### 支援内容

- (1) 商工中金は「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定の条件を満たす企業に対して「原則無保証化」。
- (2) 事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による確認を受けた場合、保証料を大幅に軽減。
- (3) 次の①と②の支援を行います。
  - ① 事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則
    - ・ 新旧経営者からの二重徴求の原則禁止。
    - ・ 後継者の経営者保証は、事業承継の阻害要因となることを考慮し、慎重に判断。また、ガイドライン要件の多くを満たしていない場合でも、総合的な判断として、経営者保証を求めない対応ができないか真摯かつ柔軟に検討。
    - ・ 前経営者の経営者保証は、令和2年4月から改正民法で第三者保証の利用が制限されること等を踏まえて見直し。特に、経営権・支配権を有しない前経営者については、慎重に検討。
  - ② 経営者保証解除に向けた、専門家による中小企業の磨き上げ支援やガイドライン充足状況の確認

#### ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

#### 参照情報

事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策

#### お問い合わせ先

- (1) 株式会社商工組合中央金庫  
URL: <https://www.shokochukin.co.jp/corporation/service/raise/target/finance.html>
- (2) (一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200  
各都道府県等の信用保証協会 URL: <https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>
- (3) ①事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則  
日本商工会議所 URL: <https://www.jcci.or.jp/news/2019/1224140030.html>  
(一社)全国銀行協会 URL: <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

## 『事業承継の支障となっている経営者保証を外したい』 事業承継特別保証

経営者保証を提供している金融機関からの借入金を、経営者保証を不要とする借入金に借換える場合に、信用保証協会が経営者保証を不要とする保証を行うことで、事業承継の促進を図ります。

### 対象となる方

次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者

(1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人

(2)一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの

(3)次の①から④の全ての要件を満たす法人

① 資産超過であること

② EBITDA 有利子負債倍率(※)が10倍以内であること

③ 法人・個人の分離がなされていること

④ 返済緩和している借入金がないこと

(※) EBITDA 有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

### 支援内容

#### ■対象資金 事業資金

既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借換も可能

ただし、(2)に該当する方に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る

#### ■保証限度額 無担保 8,000万円、最大で2億8,000万円(一般の保証とは同枠)

#### ■保証料率 0.45%~1.90%

0.20%~1.15%(経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合)

#### ■保証割合 :責任共有保証(80%)

#### ■保証人 :徴求しない

### ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。

#### お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

## 『事業承継に際し、経営者交代後に必要となる資金を調達したい』 経営承継関連保証

中小企業者が経営の承継時に必要とする資金(株式取得資金等)を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

### 対象となる方

事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者。

### 支援内容

#### ■対象資金

事業を承継した中小企業者が必要とする以下の資金

- ・ 株式等取得資金
- ・ 事業用資産等取得資金
- ・ 事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金
- ・ 遺産分割に伴う返済資金または遺留分に係る請求に伴う弁済資金
- ・ 認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金 等

#### ■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

#### ■保証料率

0.45%～1.90%

#### ■保証割合

責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は 100%

#### ■保証人

原則として、法人代表者以外の保証人は不要。

### ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

#### お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

## 『他の中小企業者の事業を承継するため、 株式の取得等(M&A)に必要な資金を調達したい』 経営承継準備関連保証

中小企業者が、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等の取得資金(M&Aのための資金)を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

### 対象となる方

後継者難等により事業承継に支障を来している他の中小企業者の経営を承継するため、当該承継に不可欠な株式等の譲受けを行うものであることについて、都道府県知事の認定を受けた中小企業者。

### 支援内容

#### ■対象資金

- 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資産の取得資金。
- ・ 株式等取得資金
  - ・ 事業用資産等取得資金 等

#### ■保証限度額

無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

#### ■保証料率

0.45%～1.90%

#### ■保証割合

責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は 100%

#### ■保証人

原則として、法人代表者(または会社である他の中小企業者)以外の保証人は不要。

### ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。  
保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

#### お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <https://www.zenshinoren.or.jp/nearest/>

『事業承継により新たに代表者に就任した後継者個人でも、  
事業承継に際して必要となる資金を調達したい』

## 特定経営承継関連保証

後継者である中小企業者の代表者の方が、経営の承継時に必要とする資金(株式取得資金等)を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

### 対象となる方

事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人の方。

### 支援内容

#### ■対象資金

事業を営む会社を承継した代表者が必要とする以下の資金

- ・ 株式等取得資金
- ・ 事業用資産等取得資金
- ・ 株式等または事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金
- ・ 遺産分割に伴う返済資金または遺留分に係る請求に伴う弁済資金
- ・ 認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金 等

■保証限度額 無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

■保証料率 0.45%~1.90%

■保証割合 責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は 100%

■保証人 原則として、認定中小企業者以外の保証人は不要。

### ご利用方法

まずは、取引期間が長い、信用保証付き貸出残高が多い、経営に係る相談等を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築している金融機関(いわゆるメインバンク)にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <https://www.zenshinhoren.or.jp/nearest/>

『現在は事業を営んでいないが、中小企業者の事業を承継して  
経営者となるため、株式等の取得資金を調達したい』

## 特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない個人の方が、中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等の取得資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

### 対象となる方

後継者難等により事業承継に支障を来している中小企業者の経営を承継するため、当該承継に不可欠な株式等の譲受けを行うものであることについて、都道府県知事の認定を受けた、事業を営んでいない個人の方。

### 支援内容

#### ■対象資金

中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資産の取得資金。

- ・ 株式等取得資金
- ・ 事業用資産等取得資金 等

■保証限度額 無担保 8,000 万円、最大で 2 億 8,000 万円。

■保証料率 1.15%

■保証割合 責任共有保証(80%)ただし特別小口保険の場合は 100%

■保証人 原則として、承継対象の中小企業者(会社)以外の保証人は不要。

### ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。

保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

#### お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

## 『廃業を決断する場合に必要な資金を調達したい』 自主廃業支援保証

自主的な廃業を選択された中小企業者の方が、そのために必要となる資金（買掛金決済、原状復帰等のつなぎ資金）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、資金調達の円滑化を図ります。

### 対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者の方。

- ① 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択したこと。
- ② 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。
- ③ バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行および進捗の報告を行うこと。

### 支援内容

- 保証限度額 最大 3,000 万円
- 保証料率 0.45%～1.90%
- 保証割合 責任共有保証（80%）
- 保証期 1年以内（かつ、終期は解散予定日より前）
- 保証人 原則、法人代表者以外は不要

### ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。  
保証申込時に廃業計画書等が必要となります。

### お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

## 『直接金融による多様な資金調達を図りたい』 特定社債保証制度（私募債保証制度）

中小企業者の皆様へ私募債発行による直接金融の途を開き、資金調達の多様化・円滑化を図ることができます。

### 対象となる方

- ① 純資産額が5,000万円以上3億円未満の中小企業者であって、以下のイまたは口のいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方
 

イ. 自己資本比率	20%以上
ロ. 純資産倍率	2.0倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率 <sup>(※1)</sup>	10%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レーシオ <sup>(※2)</sup>	2.0倍以上
- ② 純資産額が3億円以上5億円未満の中小企業者であって、以下のイまたは口のいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方
 

イ. 自己資本比率	20%以上
ロ. 純資産倍率	1.5倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率	10%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レーシオ	1.5倍以上
- ③ 純資産額が5億円以上の中小企業者であって、以下のイまたは口のいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方
 

イ. 自己資本比率	15%以上
ロ. 純資産倍率	1.5倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率	5%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レーシオ	1.0倍以上

$$(※1) \text{ 使用総資本事業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} + \text{受取配当金}}{\text{資産額}} \times 100$$

$$(※2) \text{ インタレスト・カバレッジ・レーシオ} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} + \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$$

### 支援内容

上記の要件を満たす中小企業者が発行する私募債について、信用保証協会により債務保証が行われます。

- **保証限度額** 4億5,000万円（保証割合が80%であることから、発行価額は5億6,000万円が限度となります。）ただし、セーフティネット保証、危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で限度額は5億円です。
- **保証料率** 財務内容その他の経営状況を勘案し、概ね社債総額の0.45%から1.90%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。
- **担保条件** 金融機関、信用保証協会の約定によります。
- **償還期間** 金融機関、信用保証協会の約定によります。
- **発行形式** 振替債とします。

### ご利用方法

保証申込時に金融機関に必要書類を提出してください。

※必要書類については、各金融機関にご相談ください。

### お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

## 『売掛債権や在庫を活用した融資を受けたい』 流動資産担保融資保証制度（ABL 保証制度）

中小企業者が有する売掛債権や在庫を担保とした融資に信用保証協会が保証を行うことにより、個人保証や不動産担保に過度に依存しない円滑な資金調達の実現を支援します。

### 対象となる方

中小企業者（個人または法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。）

### 支援内容

中小企業者が保有している売掛債権（売掛金債権・手形債権・電子記録債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など）および棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

### ■保証限度額・保証割合

保証限度額：2億円

保証割合：80%

（金融機関からの借入限度額は2億5,000万円）

### ■保証料率

借入極度額（借入金額）に対し、年率0.68%

### ■担保条件

- ・申込人の有する売掛債権および棚卸資産のみを担保とします。法人代表者以外の保証人は徴求しません。
- ・売掛債権の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、(1)債権譲渡登記制度に基づく登記、(2)売掛先への通知、(3)売掛先の承諾のいずれかが必要です。
- ・棚卸資産の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、動産譲渡登記制度に基づく登記が必要です。

### ■保証期間

根保証方式：1年間（更新可能）

個別保証方式：1年以内

### ご利用方法

#### ■保証申込み

- ・まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。
- ・具体的な取引内容が確認できる資料（基本契約書等）が必要となります。
- ・売掛金や棚卸資産の売却代金が入金される口座を予め届け出る必要があります。この口座が本制度に基づく貸付を受ける金融機関以外の金融機関の口座である場合は、1か月に1回以上、預金明細を提出する必要があります。

**■借入形態・返済**

- ・ 売掛債権は、売掛先が倒産するリスクなどがあるため、実際の売掛債権の額面そのままの金額で借入を受けられるわけではありません。(掛け目がかかります)
  - ・ 個別保証方式の場合、融資の返済期日は、引き当てとした売掛債権の入金予定日に設定すること(期日一括返済)が基本となります。
  - ・ 3か月に1回以上、売掛債権の金額および棚卸資産の数量等を金融機関に報告する必要があります。
- 
- ・ 機械設備や車両運搬具等の固定資産は担保の対象となりません。
  - ・ 本制度を活用するためには、売掛先である企業から、適切な理解と協力を得ることが重要となります。

**お問い合わせ先**

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL: <https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

## 『目標の実現や経営上抱える各種課題を解決したい』 信用保証協会による経営支援事業

信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を行います。

### 対象となる方

創業予定者、経営改善等に取り組む中小企業・小規模事業者（信用保証協会の利用者または利用予定者に限る）

### 支援内容

経営上の様々な課題の解決や改善に向けた取組みを推進するため、専門的な知識と経験を有する専門家を派遣します（専門家派遣費用等の一部は信用保証協会が負担）。  
専門家派遣の際には、経営相談や経営改善計画策定等の支援とともに、信用保証協会の職員等が同行し、中小企業・小規模事業者等とのコミュニケーションを図り、資金繰りの相談にも応じることでより効果的なアドバイスを実施します。

また、経営改善を伴う金融支援の実施に際して複数の取引金融機関等の債務が関係し、中小企業・小規模事業者が取引金融機関等との調整を進められないような場合には、信用保証協会が事務局となる経営サポート会議（※）もご利用ください。

※ 経営サポート会議とは、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会等が一堂に会し、具体的な支援策について意見・情報交換を実施することで、中小企業・小規模事業者の経営改善等を図ることを目的とした会議です。

### ご利用方法

詳細については、以下の窓口までご連絡ください。

お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会 URL：<https://www.zenshinhoren.or.jp/nearest/>